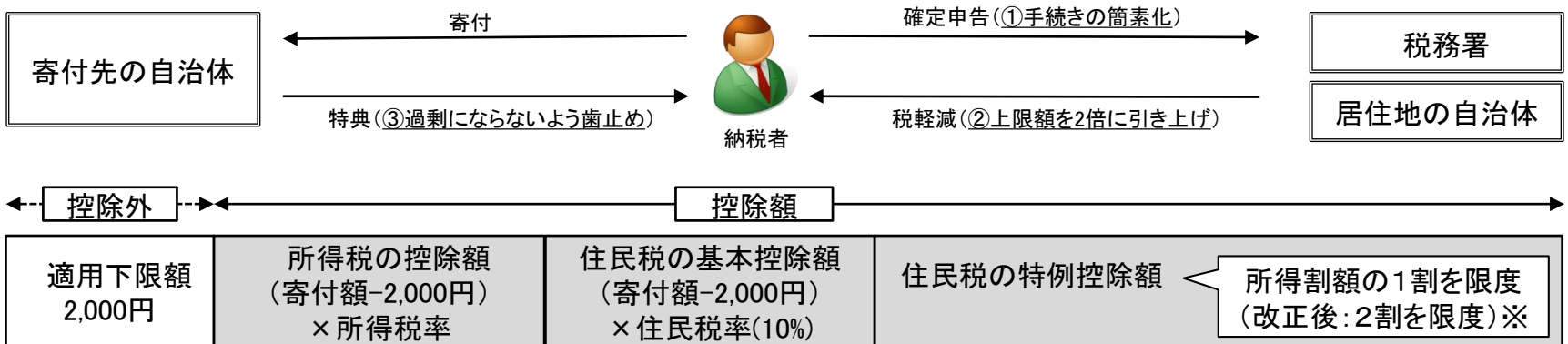


1. 改正の概要

- ① 寄付先の自治体への寄付の控除申請だけで減税措置を受けられ、確定申告が不要となる「ふるさと納税ワンストップ特例制度」が創設されます。（○平成27年4月1日以後に行われる寄付に適用される。）
- ② 住民税の特例控除額の控除限度額は、個人住民税所得割額の2割（現行1割）に引き上げられます。（○平成28年度分以後の個人住民税に適用される。）
- ③ ふるさと納税制度本来の趣旨を踏まえて、寄付の謝礼である特典が過剰にならないよう、国から自治体に通知されます。



(※) 住民税の特例控除額は、個人住民税所得割額の1割が限度とされているが、2割に引き上げられる。

2. 実務上の留意点

- ・5団体を超える自治体に寄付を行った場合には、ふるさと納税ワンストップ特例制度は適用できず、確定申告が必要となる。
- ・ふるさと納税ワンストップ制度において、所得税の減税分は、住民税に一本化される。
(所得税及び住民税の寄付金控除額の合計額のうち、2/5を道府県民税、3/5を市町村民税からそれぞれ控除される)。